

議案第 57 号

八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市市税条例の一部を改正する条例

八幡浜市市税条例（平成 17 年条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2～25 (略) <u>26 法附則第 15 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u> <u>27 (略)</u>	附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2～25 (略) 26 (略)

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

